

公務員共済年金の財政単位一元化

平成15年6月30日

総務省
財務省

I 経緯

- 公務員共済年金の財政単位一元化については、「公的年金制度の一元化の推進について（平成13年3月16日閣議決定）」において、

「国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合については、ともに公務員という職域に適用される年金制度であることから、両制度の財政単位の一元化を図る。このため、速やかに具体的な枠組みについて検討を進め、次期財政再計算はこの財政単位の一元化を前提として実施することとされている。

このため、総務省と財務省では、平成13年10月から、学識経験者及び国家公務員共済・地方公務員共済を代表する関係者が意見交換を行う場として「公務員共済年金財政単位一元化研究会」を開催し、財政調整の方式、保険料率一本化の時期等について御議論いただいたところ。

- 平成15年6月6日に行われた第5回の同研究会において、これまでの議論を踏まえ、「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」の作成が了承された。

（一元化研究会の構成）

（学識経験者）

- ・（座長）西尾 勝 国際基督教大学教授
- ・ 渡辺 俊介 日本経済新聞社論説委員

（国家公務員共済側）

- ・ 寺村 信行 国家公務員共済組合連合会理事長
- ・ 丸山 建藏 国家公務員労働組合総連合会委員長
- ・ 杉本 和行 財務省主計局次長

（地方公務員共済側）

- ・ 森 繁一 地方公務員共済組合連合会理事長
- ・ 北岡 勝征 全日本自治団体労働組合中央執行委員長
（但し、大原 義行（第1回））
- ・ 森 清 総務省自治行政局公務員部長
（但し、荒木 慶司（第2回～第4回）板倉 敏和（第1回））

（一元化研究会開催経過）

第1回 平成13年10月3日 ～ 第5回 平成15年6月6日

※ 議事要旨については総務省及び財務省のホームページに掲載

II 「国共済と地共済の長期給付に係る財政単位の一元化に関する考え方」の概要

1 基本的考え方

「考え方」でいう「財政単位の一元化」とは、国共済・地共済の間において、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを目的とし、組織、制度として独立したままで、両制度間で財政調整を行うとともに、最終的に保険料率を一本にすることとする。

なお、この「考え方」は、公的年金制度の見直しの内容によっては改めて検討する必要が生じることもあり得ることに留意する必要がある。

2 保険料率の一本化

(1) 一本化保険料率の算定方法

財政再計算において、国共済と地共済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定する。

(2) 保険料率の一本化の時期

保険料率の一本化は速やかに実施することが望ましいが、地共済の保険料率は保険料率の一本化により平成11年財政再計算で見込まれている保険料率よりも将来的な引上げ幅が大きくなると見込まれることから、激変緩和のため、平成16年から段階的に一本化を実施することとし、平成21年に同一の保険料率とする。

3 財政調整の仕組み

(1) 費用負担の平準化のための財政調整

成熟の度合いが違うことにより異なってくる国共済と地共済の費用負担を平準化するための財政調整を行う。

(2) 年金給付に支障を来さないための財政調整

国共済・地共済が組織、制度として独立したままで両制度の年金給付に支障を来すことのないよう、第2の財政調整を行うこととする。

(3) 財政調整の方法

平成16年の次期財政再計算による保険料率の改定時以降、新たな組織を設けずに国家公務員共済組合連合会・地方公務員共済組合連合会の間で、毎年度、費用負担平準化のための財政調整拠出金と年金給付に支障を来さないための財政調整拠出金を一本にして財政調整拠出金を交付し又は受け入れることとする。

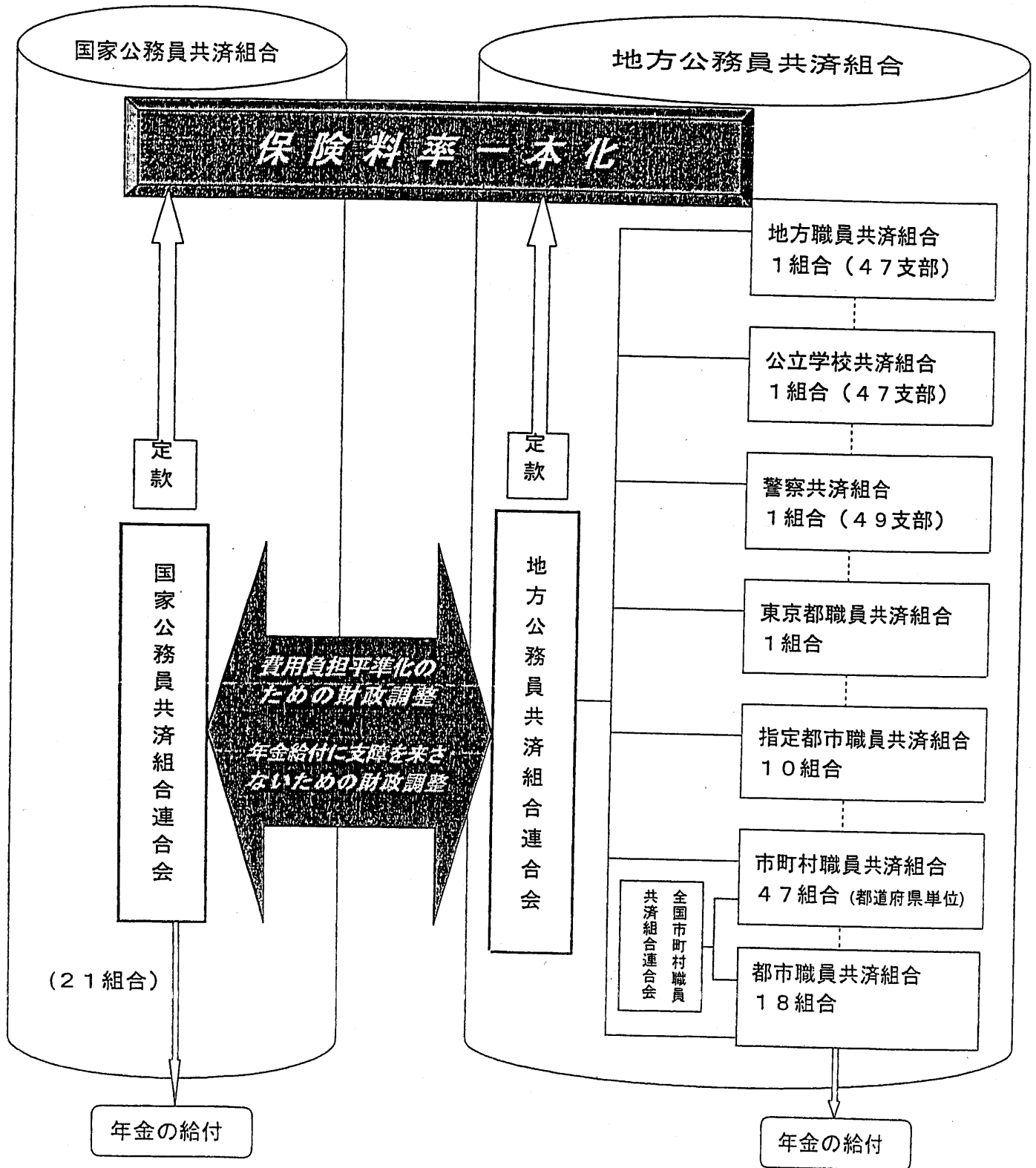
4 今後の方向性

財政単位一元化の今後のあり方については、被用者年金制度全体の動向、公務員制度の状況、今回の仕組みの運用状況などを踏まえつつ、必要に応じて見直しを行うこととする。

III 今後の具体的な取組

総務省及び財務省においては、「考え方」を踏まえつつ、両省でさらに検討した上、平成16年の年金制度改正にあわせて財政単位の一元化を盛り込んだ法案を次期通常国会に提出したいと考えている。

「国共済年金と地共済年金の財政単位一元化」

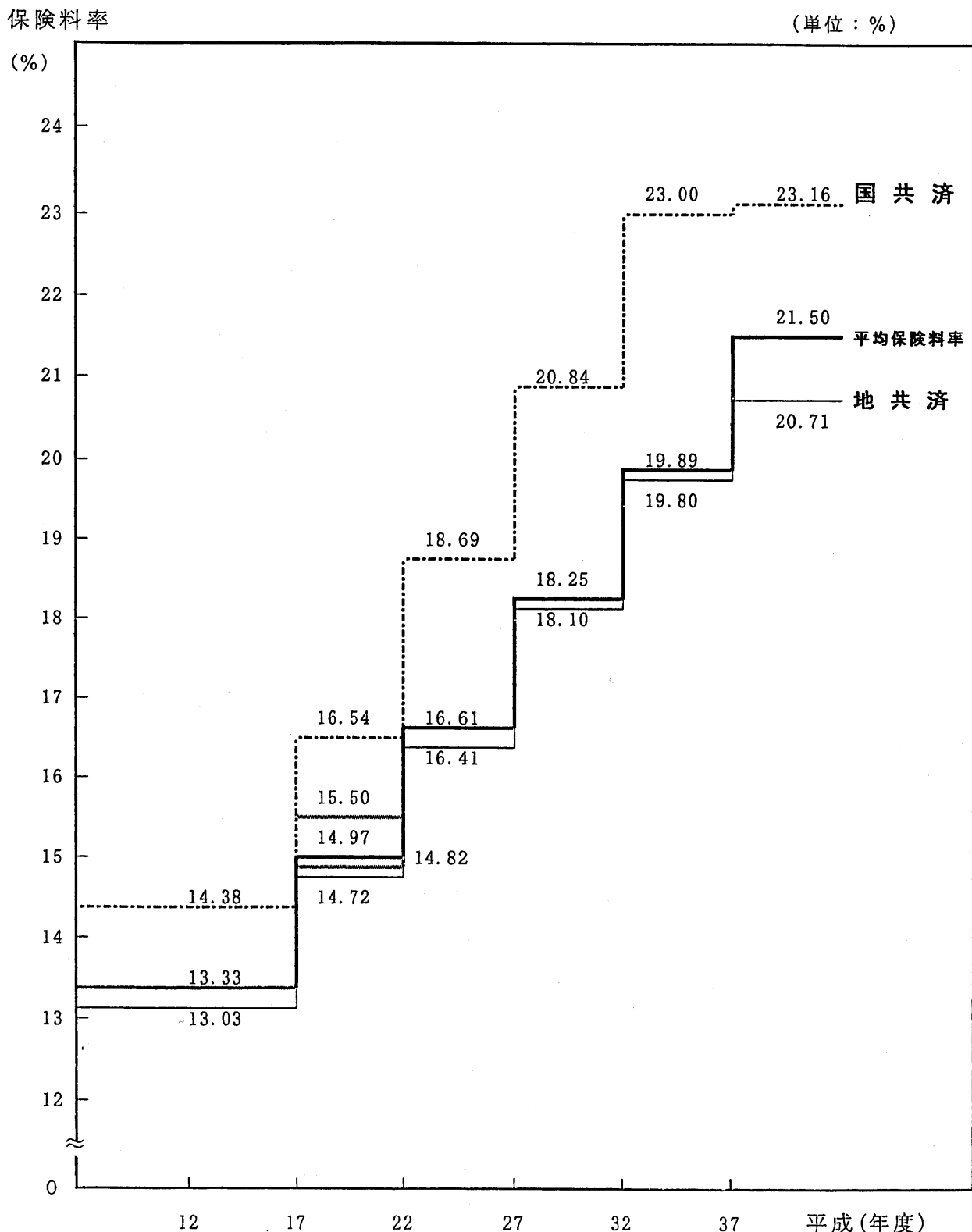


※ この財政単位の一元化は、両共済がお互いに助け合うことを旨としている。

※ 両共済の財政単位の拡大及び費用負担の平準化を図るものであり、既裁定年金を含む年金の給付水準に見直しを行うものではない。

平均保険料率

(公的負担割合1/3 総報酬ベース、公務財源率除き)



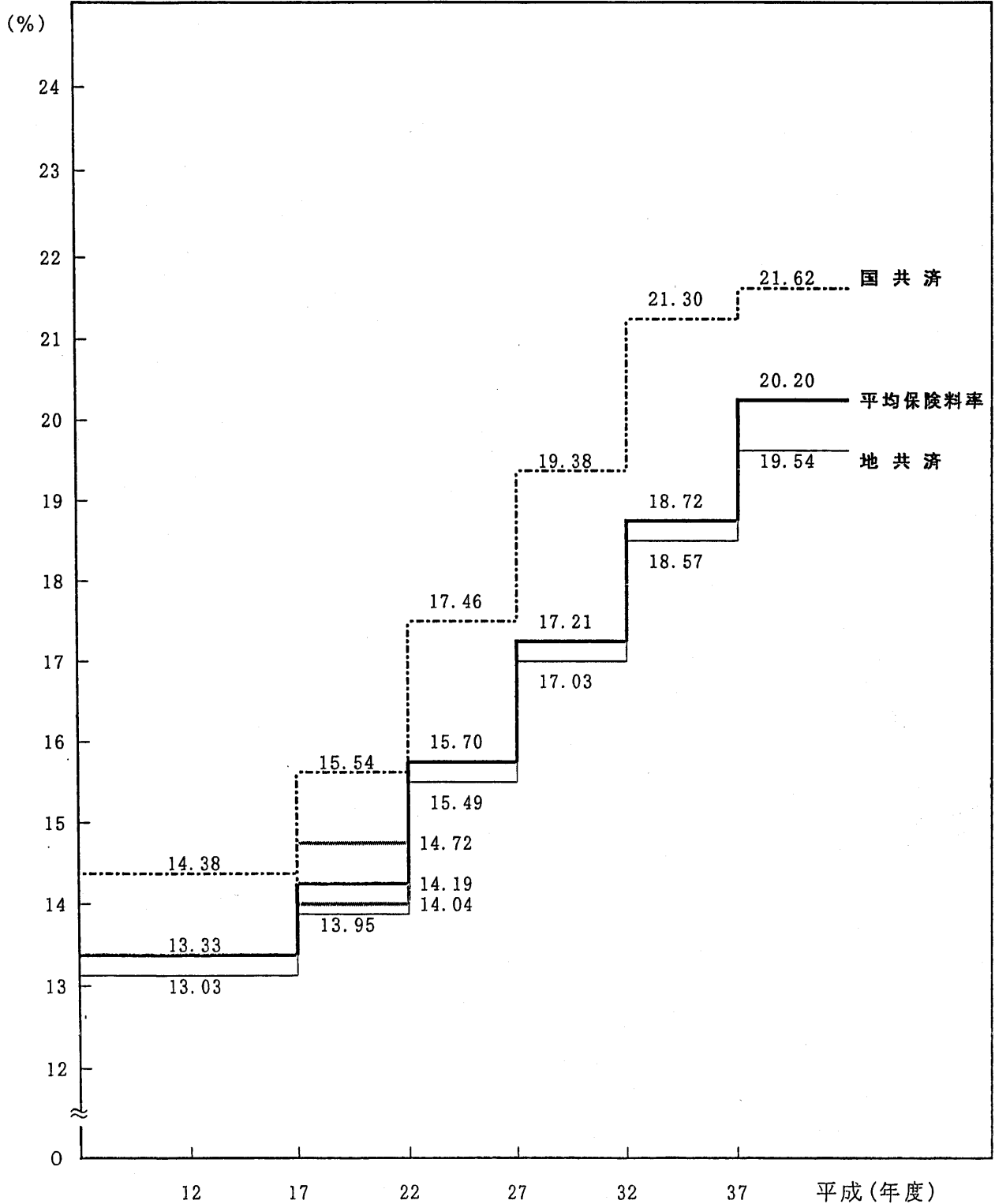
- (注) 1 平成12年の改正法を基礎とし、基礎年金拠出金の公的負担割合は1/3の場合である。
 2 国共済及び地共済の保険料率は、5年毎に引き上げるものとしている。
 3 平均保険料率は、国共済と地共済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定したもので、5年毎に引き上げるものとしている。
 4 基礎率(経済的要素)は、賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%、年金改定率 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは 2.3%)としている。

平均保険料率

(公的負担割合1/2 総報酬ベース、公務財源率除き)

保険料率

(単位：%)



- (注) 1 平成12年の改正法を基礎とし、基礎年金拠出金の公的負担割合は1/2の場合である。
 2 国共済及び地共済の保険料率は、5年毎に引き上げるものとしている。
 3 平均保険料率は、国共済と地共済の給付額及び標準報酬総額をそれぞれ合算し、全体として一本の保険料率を算定したもので、5年毎に引き上げるものとしている。
 4 基礎率(経済的要素)は、賃金上昇率 2.5%、物価上昇率 1.5%、運用利回り 4.0%、年金改定率 2.5%(ただし、平成36年財政再計算期までは 2.3%)としている。

収支見通し

(公的負担割合 1/2 総報酬ベース、公務財源率除き)

【国共済】

(単位：億円)

年度		収 入					支 出				収支差額 ①-②
平成	西暦	掛金	負担金	運用収入	費用負担平	年金給付に	計	②	うち費用負	うち年金給付	
					準化のため	を支障を来さ			担平準化の	に支障を来さ	
				の財政調整		ないための		ための財政		ないための	
				拠出金		財政調整拠		調整拠出金		調整拠出金	
				(A)		(B)		(A)		(B)	
12	2000	4,971	13,849	3,285	0	0	22,105	20,547	0	0	1,558
17	2005	5,778	14,850	3,577	1,540	0	25,745	22,825	0	0	2,920
22	2010	6,987	15,648	3,992	1,025	0	27,652	26,311	0	0	1,341
27	2015	8,581	16,750	4,066	0	76	29,472	29,680	208	0	△ 208
32	2020	10,369	17,807	3,955	0	0	32,131	32,240	1,258	0	△ 108
37	2025	12,391	19,184	3,940	0	0	35,515	34,183	2,020	0	1,332
42	2030	13,606	20,248	4,192	0	0	38,045	36,908	1,694	0	1,137
47	2035	14,692	21,869	4,318	0	0	40,879	40,608	1,033	0	271
52	2040	15,814	24,016	4,202	0	1,893	45,925	45,932	7	0	△ 7
57	2045	16,913	25,965	4,149	398	4,074	51,498	51,498	0	0	0

【地共済】

(単位：億円)

年度		収 入					支 出				収支差額 ①-②
平成	西暦	掛金	負担金	運用収入	費用負担平	年金給付に	計	②	うち費用負	うち年金給付	
					準化のため	を支障を来さ			担平準化の	に支障を来さ	
				の財政調整		ないための		ための財政		ないための	
				拠出金		財政調整拠		調整拠出金		調整拠出金	
				(A)		(B)		(A)		(B)	
12	2000	15,514	39,072	14,034	0	0	68,619	52,793	0	0	15,826
17	2005	19,473	42,730	16,819	0	0	79,022	64,577	1,540	0	14,445
22	2010	24,042	46,385	19,273	0	0	89,700	76,995	1,025	0	12,704
27	2015	28,492	49,335	21,116	208	0	99,150	89,356	0	76	9,794
32	2020	33,937	52,642	22,949	1,258	0	110,787	97,544	0	0	13,243
37	2025	40,719	57,630	25,799	2,020	0	126,168	104,982	0	0	21,185
42	2030	45,361	61,857	30,318	1,694	0	139,229	114,559	0	0	24,670
47	2035	49,663	67,467	35,383	1,033	0	153,547	126,282	0	0	27,265
52	2040	53,547	73,620	40,614	7	0	167,787	142,892	0	1,893	24,896
57	2045	56,870	78,501	45,184	0	0	180,556	159,214	398	4,074	21,342

※ 各項目ごとに億円未満四捨五入。端数処理の関係で収入欄の各項目の合計と「計」の値は一致しない。
 ※ 端数処理の関係で「収支差額」の値は、収入欄の「計 ①」と「支出 ②」の差に一致しない。
 ※ 収入欄の「負担金」は、事業主負担金、追加費用、公経済負担及び基礎年金勘定からの繰入金の合計額

国家公務員共済組合と地方公務員共済組合の相違点

	国家公務員共済組合	地方公務員共済組合
根拠法	国家公務員共済組合法 (昭和33年法律第128号)	地方公務員等共済組合法 (昭和37年法律第152号)
組合員数 A (平成14年3月末)	111万人	321万人
退職年金受給者数 B (平成14年3月末)	60万人	143万人
成熟度 (B/A)	54.1%	44.7%
組 織 (平成15年4月)	1 連合会：保険料率の決定、 裁定、給付事務 (21 組合)	1 連合会：保険料率の決定等 79 組合：裁定、給付事務は 各組合で実施
保険料率 (平成15年4月)	14.38%	13.03%